



貝塚市
都市政策部 広報交流課
担当：常国・古川
TEL：072-433-7230
FAX：072-433-7233

貝塚市で自宅を取得すると、フラット35の金利優遇が受けられます！

貝塚市では昨年10月より、市外に在住する若年世帯が市内に在住する親世帯と近居または同居するために住宅を取得する場合、その費用の一部を補助する「貝塚市若年世帯住宅取得補助事業」（別紙1参照）を実施しておりますが、この度、当該補助を利用して自宅を取得する方が、「フラット35」を利用して住宅ローンを組む場合、当初5年間の金利がさらに0.25%引き下げられる【フラット35】子育て支援型または、「【フラット35】地域活性化型(UJターン)」（別紙2参照）のいずれかが適用されることとなりました。

これは、「フラット35」を提供する独立行政法人住宅金融支援機構（以下、機構）に設置された有識者委員会において、本市が希望出生率1.8%を目指して子育て支援施策を積極的に実施していること等が認められたことによります。ちなみに近畿2府4県の市町村では本市が初めての適用となります。

つきましては、機構と本市において「【フラット35】子育て支援型」等を運用するための相互協力に関する協定締結式を下記のとおり執り行いますので、取材いただきますようお願いいたします。

記

日時：平成29年5月17日(水) 11：00から

場所：貝塚市役所 本館2階 公房会議室

出席者：独立行政法人住宅金融支援機構 近畿支店長 柳瀬 守 様
貝塚市長 藤原 龍男 他

報道解禁日：平成29年5月17日(水) 協定締結式終了後

問合せ先 まちづくり課
TEL072-433-7084
担当：川崎、山川

貝塚市で住宅取得するなら、今!!

～貝塚市定住促進住宅総合事業をはじめました～

(平成 28 年 10 月スタート!)



1. 貝塚市若年世帯住宅取得補助金

親世帯が貝塚市に定住しており貝塚市外在住の若年世帯（40歳未満）が、貝塚市内で住宅の新築や購入をする場合、その費用を一部助成します。

対象者と主な補助要件

- ・貝塚市外に在住している2人以上の世帯で、世帯全員が40歳未満の若年世帯が、平成28年10月1日以降に貝塚市内に居住するために住宅を所有すること
- ・親世帯が貝塚市内に継続して5年以上在住していること
- ・市税等を滞納していないことや同一要綱の補助を貰っていないこと等

補助額

補助条件	住宅の取得	親世帯と同居	貝塚市在勤者	太陽光システムの設置	ソーパネルの設置
補助額(加算額)	35万円	+15万円	+5万円 ^{注①}	最大+5万円 ^{注②}	+5万円 ^{注②}
補助対象費用	(売買契約金額等)	(売買契約金額等)	(売買契約金額等)	(設置費)	(設置費)
基礎補助額となります。		条件が合えば基礎補助額に加算できます。(最大65万円)			

- ・注①：貝塚市在勤者は複数居られても一律5万円となります。
- ・注②：分譲マンションは太陽光システムとコージェネレーションシステムの設置に関する補助金は対象外となります。
- ・注③：太陽光システムの加算額は、1kWあたり(小数点第2位以下切捨)1万円となります。

2. 貝塚市親子同居支援補助金

壮年世帯（45歳未満）と貝塚市内に在住している親世帯が新たに貝塚市内で同居する場合、その引っ越し費用を一部助成します。

対象者と主な補助要件

- ・貝塚市内・外で在住している2人以上の世帯で、世帯全員が45歳未満の壮年世帯が、平成28年10月1日以降に貝塚市内で親世帯と同居すること
- ・親世帯が貝塚市内に継続して5年以上在住していること
- ・親世帯と壮年世帯で所有している住宅が1軒(分譲マンションは同室)であること
- ・市税等を滞納していないことや同一要綱の補助を貰っていないこと等

補助額

- ・引っ越し費用について最大15万円



なお、池田泉州銀行で補助金対象世帯向けに住宅ローンの金利引き下げ等の特典がございます。詳細は池田泉州銀行貝塚支店(072-431-4626)又は東貝塚支店(072-427-7621)までお問い合わせください。

また、損保ジャパン日本興亜は上記住宅ローンを通じた火災保険の取扱い、その他サービスを提供しています。詳細は損保ジャパン日本興亜 岸和田支社(072-438-1881)までお問い合わせください。

お問合せ: 貝塚市役所 まちづくり課住宅政策担当(電話072-433-7214)

～三世代同居される新築住宅の固定資産税を軽減します～



3. 貝塚市三世代同居等支援のための固定資産税の特例措置

新築後の3～5年間、家屋の固定資産税を軽減します。

対象要件

次の(1)、(2)のいずれも満たす方

- (1) 平成28年1月2日から平成31年1月1日までに新築された住宅（地方税法上の新築軽減の対象となるもの。賃貸住宅は対象外。）を所有されている方
- (2) 貝塚市に住民登録をし、上記の住宅に三世代同居等をしている方

※三世代同居等とは、親、子、孫及びひ孫のうち三世代以上が、1棟の建物に同居又は同一敷地内若しくは隣接敷地内にある2棟以上の建物に居住することをいいます。

ただし、分譲マンション等であるときは、同一棟に居住する場合に限りです。

軽減額

地方税法上の新築軽減の対象となる固定資産税額（居住床面積120㎡までの固定資産税額）から、新築軽減により減額される額（1/2相当額）を差し引いた残りの額を免除します。都市計画税の軽減はありません。

軽減期間

- | | |
|--------|------------------------------|
| 一般住宅 | 新築後の3年度分（3階以上の中高層耐火住宅等は5年度分） |
| 長期優良住宅 | 新築後の5年度分（3階以上の中高層耐火住宅等は7年度分） |

注意事項

- ・市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税を滞納している場合は、特例措置は適用されません。
- ・特例措置適用期間中に、対象住宅から、親、子、孫またはひ孫が転居するなど、三世代同居等が形成されなくなった場合は特例措置の適用を取り消します。



平成28年10月

お問合せ：貝塚市役所 課税課家屋担当(電話 072-433-7253)

フラット35子育て支援型及び地域活性化型の概要

「ニッポン一億総活躍プラン」、「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」における地方創生等の推進に向け、「子育て支援」、「UIJターン」、「コンパクトシティ形成」の施策を実施している地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援とあわせて、フラット35の金利を引き下げるにより、地方創生等を促進します。

(1) 事業要件

以下のすべての要件に適合する事業が対象となります。

① 事業を実施する地方公共団体において、計画・方針に基づき、以下の取組を積極的に実施していること。

- ・子育て支援 : 保育の受け皿の整備等の子育て支援
- ・UIJターン : 起業支援等の地域活性化に資する取組及び空き家の解消に資する取組
- ・コンパクトシティ形成 : 都市機能の誘導等のコンパクトシティ形成に資する取組及び空き家の解消に資する取組

② 地方公共団体において、住宅の建設・購入に対して、一定の補助金等の財政支援を行うものであること。

※ 住宅金融支援機構に設置された有識者委員会において、事業内容が適切であると認められた事業である必要があります。

(2) 対象となる住宅 (貝塚市における対象事業は網掛け部分)

施策		対象となる要件	
フラット35 子育て支援型	子育て支援	若者子育て世帯	既存住宅
		若年子育て世帯・親世帯等による同居・近居	新築住宅・既存住宅
フラット35 地域活性化型	UIJターン	UIJターンによる移転	新築住宅・既存住宅
	コンパクトシティ形成	居住誘導区域内に移転	新築住宅・既存住宅

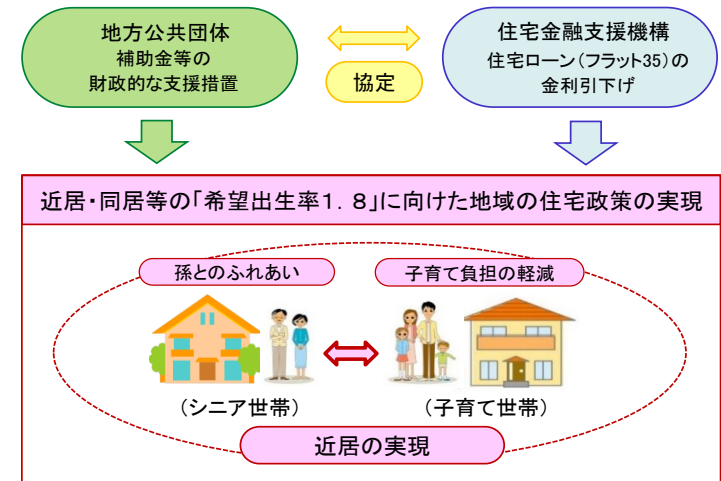
※ 対象となる要件は、地方公共団体が、地域の実情を踏まえて設定します。

(3) 支援内容

フラット35のお借入金利から、当初5年間、年▲0.25%引下げ

※ 本事業には予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了します。

(事業イメージ)



お客様のご利用方法、金融機関での受付開始時期等につきましては、決まり次第、フラット35サイト (www.flat35.com) 等でお知らせします。